

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和4年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分内容	違反の条項	主たる違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	ワールドトランス株式会社（法人番号1430001025349） 代表者菅野健太郎	北海道札幌市清田区平岡1条2丁目12番14号		本社営業所	北海道札幌市清田区平岡1条2丁目12番14号		R4.1.11	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他1件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年7月29日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。 （1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、（2）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	2	2
2	月寒運輸株式会社（法人番号9430001010574） 代表者佐々木憲治	北海道札幌市白石区流通センター5-3-45		函館支店	北海道北斗市追分3丁目4番7号		R4.1.11	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他5件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年8月24日及び令和3年9月6日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）乗務時間等の基準なお書きの遵守義務違反（一連行の勤務時間）（安全規則第3条第4項）、（3）点検整備記録簿等の記載義務違反（安全規則第3条の2）、（4）運行指示書の記載事項義務違反（安全規則第9条の3第1項）、（5）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、（6）運転者に対する指導監督の記録保存義務違反（安全規則第10条第1項）	1	1
3	株式会社スマイルシステム（法人番号2430001049108） 代表者佐藤裕美	北海道滝川市流通団地3丁目1番32号		本社営業所	北海道滝川市流通団地3丁目1番32号		R4.1.11	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4 他11件	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4	令和3年10月12日及び令和3年10月21日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。12件の違反が認められた。（1）各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反（貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項）、（2）疾病・疲労等のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第6項）、（3）日常点検の実施義務違反（安全規則第3条の2）、（4）整備管理者の研修受講義務違反（安全規則第3条の4）、（5）点呼の実施義務違反（安全規則第7条第3項）、（6）点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）、（7）運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、（8）運行指示書の作成、指示又は携行義務違反（安全規則第9条の3第1項から第3項）、（9）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（10）運転者に対する指導監督の記録保存義務違反（安全規則第10条第1項）、（11）運転者に対する指導監督の記録事項義務違反（安全規則第10条第1項）、（12）運行管理者の選任届出義務違反（安全規則第19条）	2	2

